平成２７年（フ）第５５８号
京都市伏見区深草堀田町10番地１　ローズマンション藤の森Ｃ―306
債務者　池田　昌司
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９７８号
広島県安芸郡坂町坂西２丁目３番28―１号
債務者　スタンド　ＭＩＵこと　喜花美知子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　朋矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１２号
広島市安佐南区西原２丁目25番31号
債務者　長谷川　光
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　達麻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６０号
群馬県伊勢崎市宮子町3468番地１　サングレープ202
債務者　瀬沼　礼子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９１号
大津市千町１丁目25番10号　201号室、住民票上の住所滋賀県近江八幡市江頭町1009番地５
債務者　勝浦　一樹
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻井　康喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９２号
大津市千町１丁目25番10号　201号室、住民票上の住所滋賀県近江八幡市江頭町1009番地５
債務者　勝浦　義美
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻井　康喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
愛媛県宇和島市三間町戸雁1026番地
債務者　白岩　　敬
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第５０号
福岡県飯塚市柏の森1837番地１　プリオーレ柏の森グラシア607号、前住所福岡県飯塚市幸袋563番地14　カレッジコート九工大305号
債務者　村山　美佳
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２９１号
北九州市小倉北区下富野５丁目５番26号
債務者　大塚　哲也
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３０８号
北九州市小倉北区黒原３丁目27番４―204号
債務者　炉ばた・お食事処よっちんこと　吉田　惠美子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江村　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１６３号
函館市日乃出町22番１―108号
債務者　藤原　　旭
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４８号
岐阜県大垣市友江１丁目224番地２
債務者　戸川　　正
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
岐阜県大垣市友江１丁目224番地２
債務者　戸川　清美
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
沖縄県浦添市港川２丁目21番12―206号　ライオンズステージ浦添弐番館
債務者　平田　綾乃
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２８２号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1349番地21
債務者　中山美枝子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２０６号
大分県津久見市大字津久見4281番地
債務者　三浦　あい
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８９１号
北海道北広島市栄町１丁目２番地　１―603
債務者　山名　　進
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部